

農薬危害防止運動実施中

宮城県

宮城県では、令和6年6月1日～8月31日を農薬危害防止運動実施期間と定め、農薬の安全・適正使用を推進しています。農薬による事故を未然に防ぎ、消費者の皆さんに安全・安心な農作物を届けるため、農薬は適正に使用しましょう。

1 適切な防護装備の着用を徹底しましょう

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の**防護装備**を着用するようにしましょう。

2 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理をしましょう

被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、吸収缶付き防護マスク等の**防護装備**の着用、施用後直ちに**被覆**を完全に行うこと等の安全確保を徹底しましょう。また、ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に**被覆**を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにしましょう。

3 住宅地等で農薬を使用する際には、周辺への配慮及び飛散防止対策をしましょう

周辺に農薬が散布しないように**風向き**や**気象条件**に注意しましょう。特に、住宅地等では住民への健康被害が発生しやすいので、適切な散布作業に加え、**事前周知**や作業時の看板設置等により十分配慮しましょう。

4 農薬の保管管理を徹底しましょう

農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えないようにしましょう。農薬は、**施錠**のされた場所に保管する等、**保管管理**を徹底しましょう。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かないようにしましょう。

5 農薬容器のラベルをよく読みましょう

●対象作物 使用できる作物名		●適用病害虫 防除できる病害虫、雑草名		●散布濃度・量 希釈倍数と散布量		●使用時期 使用可能な収穫前日数		●使用回数 製品毎の使用回数と同一成分を含む剤の総使用回数があります	
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10アール当り散布液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	△△(有効成分名)を含む農薬の総使用回数		
〇〇〇	アブラムシ類 ハダニ類	1,000倍 1,000～1,500倍	200～300%	収穫7日前まで	2回以内	散布	3回以内		

【使用上の注意】

⚠ 効果・薬害等の注意

- 周辺の作物にかかると薬害を生じる場合があるので、かからないよう十分注意する。
- 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にかからないようにする。

⚠ 安全使用上の注意

- 蚕、ミツバチに対して影響があるので注意する。
- 散布の際は、農薬用マスク、手袋などを着用する。

●使用上の注意

薬害、防護具、生活環境動植物への影響等

農林水産省農薬登録番号の例

殺虫剤

農林水産省登録
第〇〇〇〇〇号

登録された農薬には必ず表示があります

万一、身体に異常を感じたら

農薬の中毒症状は多種多様で、嘔吐、下痢、腹痛、頭痛、かぶれ等があります。散布中や散布後、身体に異常を感じたら農薬の容器を持って、直ちに医師の診断を受けましょう。
なお、処置法等で不明なことは、医師から下記に問い合わせてもらいましょう。

●公益財団法人 日本中毒情報センター

一般専用（情報提供料：無料）		医療機関専用（1件につき2,000円）	
大阪中毒110番 （365日 24時間対応）	072-727-2499	大阪中毒110番 （365日24時間対応）	072-726-9923
つくば中毒110番 （365日9時～21時対応）	029-852-9999	つくば中毒110番 （365日9時～21時対応）	029-851-9999

●農薬の適正使用に関するお問い合わせ、及び農薬と疑われる資材に関する情報提供は下記までお願いします。

公所名	所在地	電話番号・FAX番号	管轄する市町村
大河原地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	電話:0224-53-3289 FAX:0224-53-3138	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	電話:022-275-9250 FAX:022-275-0296	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
北部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1	電話:0229-91-0717 FAX:0229-23-0910	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
東部地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地	電話:0225-95-7809 FAX:0225-95-2999	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼地方振興事務所 農業振興部農業振興班	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	電話:0226-24-2534 FAX:0226-22-1606	気仙沼市、南三陸町
病害虫防除所	〒981-8505 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	電話:022-275-8960 FAX:022-276-0429	県内一円
みやぎ米推進課 環境対策保全班	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1	電話:022-211-2845 FAX:022-211-2849	県内一円

宮城県では農薬に関する資格制度を設けています。

■農薬管理指導士

農薬の取扱いについては、安全性を十分確保することが必要であることから、農薬取扱者及び使用者（農薬販売者、農薬使用者、防除業者及びゴルフ場等）を対象として「農薬管理指導士」を認定し、農薬を扱う資質向上と意識啓発を図り、農薬安全対策を推進しています。

農薬関連情報を以下のホームページで提供しています。

みやぎ米推進課 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/>

病害虫防除所 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/byogai/>